

引っ越しするときには各種手続きをお忘れなく

- ・3月下旬～4月上旬の窓口は、大変混雑します。(特に3月30日～4月3日の約1週間の中央区・東区区民課は大混雑が予想されます。)
- ・例年、午前11時～午後2時は混雑する時間帯になります。
- ・お住まいの区に関係なく、どの区役所でも手続きできます。手続きの場所や時間帯を検討し、届出は早めに行いましょう。

手続き	内容	必要なもの	手続き場所
市外へ転出するとき 転出届	転出予定日の約14日前から届出できます (転出証明書をお渡しします)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証など) ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ) ・認印(手続きによっては必要な場合あり) 	区役所区民課 総合出張所
市内間で転居するとき 転居届	転居した日から14日以内に届出しなければなりません(転居前には受け付けできません)		

住民異動届に伴う手続きのための区役所窓口を4月5日(日)に臨時開設します

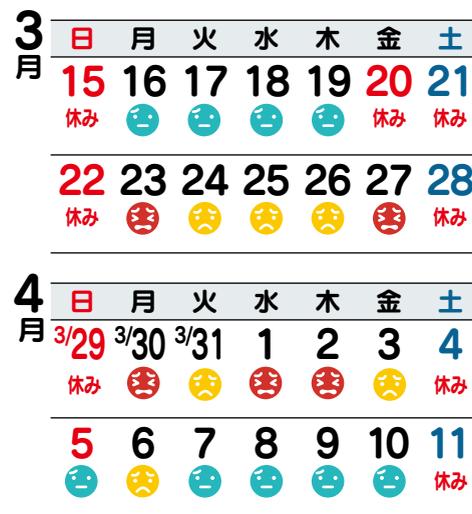
時間 午前8時半～午後5時15分
開設窓口 すべての区役所の区民課、福祉課、保健子ども課
※総合出張所は開設しません。

※パスポート申請の受け付け、その他、関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しくは、担当課へ。

平日は窓口が大変混雑しますので、ぜひ臨時開設日を利用ください。

繁忙期予想カレンダー

～ 転入・転出・転居のお届け窓口混雑状況 ～



..... やや混雑
..... 混雑
..... 大変混雑 の予想です。
例年、午前11時～午後2時は混雑する時間帯になります。

区役所と総合出張所の待ち時間をリアルタイムで確認できます。
詳しくは、市ホームページ「窓口状況」へ。



(地域政策課 ☎096-328-2031)

その他の手続きなど

水道の使用中止・使用開始

上下水道局への連絡が必要です。

【使用中止】

最後に使用する日の4～5日前までに、検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認の上、電話またはホームページで手続きください。

【使用開始】

転居先の玄関前(郵便受け)にある使用申込書を郵送するか、電話またはホームページで手続きください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

(料金課お客さまセンター ☎096-381-1118)



引っ越し時のごみ

引っ越し等で出る一時多量ごみは、ごみステーションに出すことができません。自分で市の処理施設に持ち込むか、市の許可を受けた業者に処理を依頼するなど正しく処理してください。

※一時多量ごみの目安:45L袋を使用した場合で、原則「1人につき2袋を超えた場合」「3人以上の世帯で5袋を超えた場合」

持ち込み先や市の許可を受けた業者など詳しくは、市ホームページまたはごみ・資源収集カレンダーを確認ください。

(ごみ減量推進課 ☎096-328-2365)



さまざまな施設で受動喫煙防止対策がスタートします

4月1日から、飲食店やオフィスなども原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。望まない受動喫煙を防止するため、ルールを守りましょう。

昨年7月～
学校・病院・児童福祉施設などは
原則敷地内禁煙



多くの施設が
原則屋内禁煙に



4月～
飲食店やオフィスなどは原則屋内禁煙
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、
その他2人以上が利用する施設は幅広く該当します



20歳未満の方は
喫煙エリアへの立入が禁止に

喫煙できる場所には、標識の掲示が義務づけられます 下記の他に、「喫煙可能店」「喫煙目的店」などの標識もあります

〈喫煙専用室を設置する施設の場合〉



「喫煙専用室」の
出入口に掲示



施設の出入口に掲示

○喫煙可能

×飲食不可

〈加熱式たばこ専用喫煙室を設置する施設の場合〉



「加熱式たばこ専用喫煙室」の
出入口に掲示



施設の出入口に掲示

! 加熱式たばこ限定

○飲食可能

禁煙のお店を選びたい、
喫煙できるお店がいいなど
希望がある場合には、
店舗の出入口にある
掲示を確認しましょう

※一定の条件を満たす飲食店には経過措置があり、店内全体を喫煙可能とすることができます。

※家庭や旅館・ホテルの客室などは法律の適用はありませんが、周囲の状況に配慮しましょう。

受動喫煙対策は、たばこを吸わない人が望まない受動喫煙にさらされてしまうという問題を解決するための取り組みです。
たばこを吸う人もたばこを吸わない人も、それぞれがお互いの立場を尊重し、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをチェック!

なくそう!望まない受動喫煙

検索



(健康づくり推進課 受動喫煙防止対策専用コールセンター ☎096-361-2211)